

2 芦別市環境審議会

(1) 設置要綱

平成18年11月27日制定

(設置)

第1条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査及び審議するため、芦別市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本条例及び環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が審議会に出席できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて審議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、公開するものとする。

(報告)

第7条 審議会の調査及び審議内容については、必要に応じて市議会及び庁議に報告する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成18年11月27日制定)

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

附 則 (平成19年5月30日制定)

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。